



廃棄物処理法等の施行状況について (平成29年意見具申への対応)

令和7年2月18日
環境再生・資源循環局



- 中央環境審議会循環型社会部会**廃棄物処理制度専門委員会**において専門委員会報告書が平成 29 年 2 月に取りまとめられ、中央環境審議会循環型社会部会において、廃棄物処理制度専門委員会から報告を受けて審議を行い、「**廃棄物処理制度の見直しの方向性（平成29年2月14日）**」として**環境大臣に意見具申**された。
- 当意見具申を踏まえ、平成29年の**廃棄物処理法の改正をはじめとする諸措置が取られた**。

- 廃棄物処理法の一部を改正する法律の成立後、**平成29年11月に開催された第9回廃棄物処理制度専門委員会において、報告書への対応状況について整理**が行われた（1.第9回廃棄物処理制度専門委員会にて「対応済み」と報告された事項）。
- 加えて、同改正法の附則において、同改正法の**施行後5年を経過した場合**（＝令和7年）において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正された規定について検討を加え、その**結果に基づいて必要な措置を講ずるもの**とされているところ。

平成29年の廃棄物処理法改正等の対応状況を調査し
必要な措置について検討を行う

平成29年意見具申に対する対応状況の全体像



平成29年意見具申		対応状況
(1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上		※廃掃法改正及び通知の発出により対応
(2) マニフェストの活用		
ア	マニフェストの虚偽記載等の防止	※廃掃法改正により対応
イ	電子マニフェストの普及拡大	循環基本計画の改定や運用改善等により対応
(3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底		※通知の発出により対応
(4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化・		
ア	許可の取消しに伴う措置	※廃掃法改正により対応
イ	処理困難通知	※廃掃法改正により対応
(5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方		
ア	情報提供	省令及びガイドライン改正により対応
イ	処理基準等	技術的留意事項の発出等により対応
(6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点		
ア	適正な処理が困難な廃棄物の処理	実態調査の実施及び事例集の公表により対応
イ	建築物の解体時等における残置物	通知の発出により対応
ウ	廃棄物処理施設設置許可等	各種調査の実施により対応
(7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組		
ア	有害特性を有する使用済物品の健全な再生利用の推進	廃掃法改正により対応 今回の小委員会にて更なる対応を検討
イ	バーゼル法との二重手続等の改善	バーゼル法、省令、通知の改正により対応
(8) 優良な循環産業の更なる育成		省令改正及び通知の発出により対応
(9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組		
ア	再生利用指定制度等の更なる活用	
	(ア) 再生利用認定制度及び再生利用指定制度の活用	通知の発出により対応
	(イ) グリーン購入等の措置	普及啓発活動の実施等により対応
イ	資源効率性の向上に向けた対応	ガイドライン改正等により対応 別途小委員会にて検討中
(10) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化		循環基本計画の改定や法制定等により対応
(11) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し		
ア	親子会社間における自ら処理の拡大	※廃掃法改正により対応
イ	許可申請等の負担軽減や合理化	通知の発出により対応
ウ	欠格要件	通知の発出により対応
(12) 地方自治体の運用		各種意見交換等の実施により対応

※ 平成29年第9回廃棄物処理制度専門委員会にて「対応済み」と報告された事項

1.第9回廃棄物処理制度専門委員会にて「対応済み」と報告された事項

平成29年意見具申	第9回廃棄物処理制度専門委員会にて「対応済み」と報告された事項
(1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上	【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】 (監視体制の強化) ・都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定し通知。 ・食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携を強化。 (許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化) ・許可を取り消された者等が処理基準に適合しない廃棄物の保管を行っていると思われる場合に、措置命令を発出できることとした。(第19条の10) 【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】 ・食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定。 ・排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知。 ・許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。(第14条の3の2第3項等)
(2) マニフェストの活用	
ア マニフェストの虚偽記載等の防止	・マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化(第27条の2) ・電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修。
(3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底	・排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底を図るため、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)」を発出。 ・「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」(H29.6.20 通知)において、排出事業者が果たすべき責務(適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など)に関するチェックリストをまとめ、都道府県等における周知徹底等を要請。

1.第9回廃棄物処理制度専門委員会にて「対応済み」と報告された事項

平成29年意見具申

第9回廃棄物処理制度専門委員会にて「対応済み」と報告された事項

(4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化・

ア	許可の取消しに伴う措置	・法改正内容(第19条の10) 許可を取り消された者等が処理基準に適合しない廃棄物の保管を行っている認められる場合に、措置命令を発出できることとした。
イ	処理困難通知	・法改正内容(第14条の3の2 第3項等) 許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付けた。

(1 1) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

ア	親子会社間における自ら処理の拡大	・法改正内容(第12条の7) 二以上の事業者（親子会社）が一体的な経営を行うものであり、かつ、業廃棄物の適正な収集、運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとした。
---	------------------	--

2. 廃棄物処理法等の施行状況について

平成29年意見具申			対応状況
(2) マニフェストの活用			
イ	電子マニフェストの普及拡大	・「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%にすることを新たな目標とした。 ・一部の特別管理産業廃棄物の多量排出事業者について、電子マニフェストの使用を義務づけ。 ・電子マニフェスト加入促進のため、操作体験セミナーや産業廃棄物の適正処理に資する業種別事例集の作成、電子マニフェストの利用料金の見直しを実施。	
(5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方			
ア	情報提供	・廃棄物処理工程における事故・トラブル情報の分析や最新の研究成果を踏まえて、有識者会議において情報伝達のあり方に関する検討を行い、廃棄物処理法の省令を改正し、第一種指定化学物質の含有情報の伝達を義務付けることとした（R7.1.28からパブコメ中）。 ・消防法、毒劇法、安衛法に指定された危険・有害物質について、義務付け以外の上乗せの情報提供の方策としてWDSガイドラインを改正し、その取扱いを盛り込む改正案を作成した（省令改正施行と同時に改正予定）。	
イ	処理基準等	・POPs廃棄物のうち、泡消火薬剤等のPFOS及びPFOAを含有する廃棄物については、適正な保管や確実な分解処理等について、技術的留意事項としてとりまとめ、自治体や処理業者等への周知を実施。	
(6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点			
ア	適正な処理が困難な廃棄物の処理	・適正処理困難物の処理状況等の把握のため、全国の市区町村を対象に「一般廃棄物処理実態調査」を毎年度実施。 ・リチウム蓄電池について、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」を公表し毎年度更新を実施。 ・広域認定制度を活用し、令和3年度に加熱式たばこの喫煙器具を品目に追加するなど、製造事業者等と市区町村が連携した処理体制の構築も合わせて支援。 ・スプレー類については、住民に対して製品の充填物の使い切り及び適切な出し切り等の周知活動等を実施。 ・令和5年度には、市区町村による適正処理困難物の更なる処理の促進に向けて、「自治体における適正な処理が困難な廃棄物に関する実態調査」を実施。	

2. 廃棄物処理法等の施行状況について

平成29年意見具申			対応状況
イ	建築物の解体時等における残置物		・平成30年6月に「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」を発出し、残置物の処理責任の所在や適正な処理を確保するための方策等について周知を行った。 ・全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において、建築物の解体時の残置物について継続的に周知を行っている。
ウ	廃棄物処理施設設置許可等		・毎年、産業廃棄物の業種別・種類別の排出量を把握するための「産業廃棄物排出・処理状況調査」や、「行政組織等調査」、「産業廃棄物処理施設状況調査」により、全国の産業廃棄物処理施設に対する網羅的な調査を実施。 ・廃棄物処理施設の設置許可等を要する施設が、施設の更新等における手続の検討を行うために、令和3年4月に「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きについて（通知）」を発出。 ・最終処分場の跡地利用については、有用な利活用方法である太陽光パネルに着目し、「産業廃棄物処理施設状況調査」で管理型最終処分場（稼働中、休止中、埋立終了）における太陽光パネルを設置している施設数及び設置面積を把握。
（7）廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組			
ア	有害特性を有する使用済物品の健全な再生利用の推進		・平成29年に廃棄物処理法を改正し、有害使用済機器保管等届出制度を創設することで、当該機器の保管又は処分を業として行う場合の届出を義務付け。 ・しかし一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。 ・このような現状を踏まえ、令和7年度は前回改正法の施行状況を勘案するタイミングであることも鑑み、廃棄物等の技術的な管理及び処分技術並びに環境関連法令の知見を持つ有識者による検討会を設置し、環境保全対策について検討を進めている。

2. 廃棄物処理法等の施行状況について

平成29年意見具申		対応状況
イ	バーゼル法との二重手続等の改善	・バーゼル法との二重手続の改善のため、まず廃棄物処理法の輸出承認を申請してもらい、バーゼル法範囲省令と同等の基準で審査を行うことで、バーゼル法に関する環境大臣の確認を不要とした。 ・シップバック通報を行い廃棄物を輸出国に返送する際に、廃棄物処理法省令に規定する届出書を環境大臣に提出した場合に限り、環境大臣の確認を不要とした。 ・経産大臣・環境大臣による認定制度を創設。試験分析目的の廃棄物(25kg以下)の輸出は届出で可。 ・技術的な知見や環境関連法令に知見を持つ有識者による会議を設置。 ・バーゼル法範囲省令の改正と、新たに規制対象となる廃棄物の明確化のための該非判断基準を作成。 ・ヤード環境対策検討会で雑品スクラップも含めたヤード規制について検討を進めているところ。
(8) 優良な循環産業の更なる育成		・意見具申を踏まえ、「平成30年度優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」を開催。 ・優良認定基準や許可申請に係る手続の見直しに関する施行規則を改正し、また、当該規則改正の内容及び特定不利益処分に係る情報の共有や優遇措置等について通知を発出。 ・意見具申を踏まえ、優良な人材を評価する取組として、国による「人材認定等事業」に登録された「産業廃棄物処理検定」を、全国産業資源循環連合会が実施。
(9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組		
ア	再生利用指定制度等の更なる活用	
	(ア) 再生利用認定制度及び再生利用指定制度の活用	・再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて明確化した通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）」(R2.7.20)を自治体に対して発出。 ・廃棄物を地方公共団体の区域をまたがって広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進するため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」を令和6年に成立させた。
	(イ) グリーン購入等の措置	・グリーン購入の取組の更なる促進のため、全国説明会及びオンライン説明会の開催等による普及・啓発活動を実施。 ・同制度の対象として再生材の利用割合に関する基準を一部の品目について設定し、そのような循環性基準を今後強化、拡充していく旨を循環基本計画に位置づけた。

2.廃棄物処理法等の施行状況について



平成29年意見具申			対応状況
	イ	資源効率性の向上に向けた対応	・平成30年12月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を改訂し、使用済太陽光パネルは管理型処分場で埋立処分を行うことが必要であることを明確化。 ・令和6年5月に成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」において、高度な分離・回収技術を用いて再資源化を行う事業を促進するための認定制度を措置。 ・資源有効利用促進法の一部改正により、再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築等のため、優れた環境配慮設計（易解体設計等）の認定制度を創設する等の措置を検討。 ・令和6年8月に中央環境審議会循環型社会部会に太陽光発電設備リサイクル制度小委員会を設置し検討を進めている。
(10) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化			・令和6年8月に策定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、3R + Renewableの推進をはじめとする取組による廃棄物の発生抑制や地域資源としての活用を推進することとし、なお残る廃棄物等については、焼却時における熱回収、発電や燃料としての利用等の推進を徹底することとした。 ・令和6年5月に成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」より、温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環を促進。 ・グリーンイノベーション基金を活用し、カーボンニュートラル型炭素循環プラントへの転換を目指し、早期実装を進めるべく技術開発を推進。
(11) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し			
	イ	許可申請等の負担軽減や合理化	・産業廃棄物に係る行政手続のうち、広域認定制度や再生利用認定制度など国の手続の一部についてシステム構築を行い、令和7年度中のサービス開始を見込む。 ・平成31年3月に、許認可等に係る様式を統一するよう通知を発出し、一部の様式を環境省ウェブサイトに掲載。その後も、規則の様式に統一するよう周知を実施。
	ウ	欠格要件	・平成30年3月30日に「行政処分の指針について（通知）」や令和3年4月14日に「行政処分の指針について（通知）」を発出するなど、通知の累次の改訂により、欠格要件の限定・明確化等の見直しを実施。
(12) 地方自治体の運用			・地域の循環資源や再生可能資源を活用することで新たな付加価値や雇用の創出や地域の経済社会の活性化に資する取組を促進するため、政府の施策の最新動向や地域での取組に係る法令・事業の情報提供、先進的な自治体の取組事例の情報共有を行う「資源循環自治体フォーラム」を、令和7年1月より開催。

以下參考資料

有害使用済機器制度の点検・見直しについて



【提言】（７）廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組 ア有害特性を有する使用済物品の健全な再生利用の推進 に該当

H29年意見具申概要

- 使用済電気電子機器等が、製品としての再使用が行われず破碎等されたものについては、ぞんざいに取り扱われることにより、生活環境の保全上の支障を生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要がある。
- スクラップヤードにおいて生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある物を保管・処分する者について、法的対応も含め、都道府県等による一定の規制をすべき。

対応の状況について

- 平成29年の廃棄物処理法改正により、有害使用済機器保管等届出制度を創設し、当該機器の保管又は処分を業として行う場合の届出を義務付けたが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。
- このような現状を踏まえ、令和7年度は前回改正法の施行状況を勘案するタイミングであることも鑑み、**廃棄物等の技術的な管理及び処分技術並びに環境関連法令の知見を持つ有識者による検討会を設置し、環境保全対策について検討を進めている。**
- さらに、今後は本格的な実態調査を実施し、**特に有害性が懸念される廃鉛蓄電池の取扱いを含めた不適正なヤードの実態などについても調査、分析**を行うこととしている。

廃棄物処理における有害物質管理における情報提供の在り方について



【提言】（５）廃棄物処理における有害物質管理の在り方 ア情報提供 に該当

H29年意見具申概要

- 危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、W D Sにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべき。
- この際、関連法令の既存制度と連携する形で、廃棄物処理法において情報提供を義務付ける排出事業者、対象となる危険・有害物質、伝達すべき内容等を明確化すべき。
- 廃棄物の適正な再生利用を担保するために必要な情報を含め、情報の伝達が適切になされるよう、これまでのW D Sの運用実績も踏まえ、義務付け以外の上乗せの情報提供の方策も含めた検討を行うべき。

対応の状況について

- 廃棄物処理工程における事故・トラブル情報の分析や最新の研究成果を踏まえて、有識者会議において情報伝達のあり方に関する検討を行い、**廃棄物処理法の省令を改正し、第一種指定化学物質の含有情報の伝達を義務付けることとした**（R7.1.28からパブコメ中）。
 - 消防法、毒劇法、安衛法に指定された危険・有害物質について、義務付け以外の上乗せの情報提供の方策として**WDSガイドラインを改正し、その取扱いを盛り込む改正案を作成した**（省令改正施行と同時に改正予定）。
- ※毒劇法・・・毒物及び劇物取締法 安衛法・・・労働安全衛生法

【参考】廃棄物処理法省令改正、WDSガイドラインの改正概要

廃棄物処理法省令の改正内容

- 省令改正により規定する情報伝達については、危険・有害物質に関する関連法令と連携する形で、伝達する内容等を明確化し、実効性のある方策とすることとした。
- 連携する法令としては、化学物質排出把握管理促進法（化管法）とし、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている化管法において、人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として指定されている第一種指定化学物質に関する情報を伝達することとした。
- 健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出するPRTR制度で、届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を、廃棄物処理業者に提供することで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがない、適正な処理につながると考えている。
- 対象事業者：第一種指定化学物質等取扱事業者
伝達情報：廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称・数量又は割合
(※具体的な算出・推計方法については別途ガイドライン等で情報提供。)

WDSガイドラインの改正内容

- 省令改正の内容を追加（PRTR届出対象事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、委託契約に含まれるべき事項に、第一種指定化学物質の名称等を追加）。
- 有識者等の意見を踏まえ、WDS様式について更新。
- 伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションが重要であることを強調。

【提言】（５）廃棄物処理における有害物質管理の在り方 イ処理基準等 に該当

H29年意見具申概要

- POPs廃棄物の一層の適正処理の推進のため、POPsを高濃度に含有する汚染物等、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定すべき。
- その他のPOPs廃棄物でも、POPsを含有する農薬や消火薬剤等、その対象が明確であるものについては、POPs条約が求める適正な分解処理を制度的に担保するため、例えば「POPs含有産業廃棄物」と定義して、上乗せの処理基準を規定すべき。
- POPsが難燃剤として使用されている廃プラスチック等、POPsの含有有無の判別が一見して困難であるものについては、関係業界と連携しつつ、国際的動向等を踏まえ、制度的な対応の在り方を検討すべき。
- 具体的な対象物質や処理基準等について、専門的な検討を進めていくべき。

対応の状況について

- POPs廃棄物のうち、泡消火薬剤等のPFOS及びPFOAを含有する廃棄物については、適正な保管や確実な分解処理等について、**技術的留意事項としてとりまとめ、自治体や処理業者等に周知**している。
- PFOS、PFOA以外のPOPs含有廃棄物については、平成29年度から有識者会議において特別管理廃棄物への指定や上乗せ基準、POPs含有有無の判別が困難なものの対応等について検討したが、現時点で非意図的生成POPs含有廃棄物の排出実態に関する情報が不十分である等の理由により現在も検討中。

廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組



【提言】（７）廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組 **イバーゼル法との二重手続等の改善** に該当

H29年意見具申概要

- 輸出に際して廃棄物処理法に基づく手続の要否の迅速な判断を可能とするとともに、廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認に関する審査を簡素化する等の措置を講ずるべき。
- バーゼル条約の規定に違反して廃棄物が輸入された場合、同条約に基づいて輸出国に当該廃棄物を返送すること（シップバック）ができるように必要な措置を講ずるべき。
- 再生利用等を行う目的でOECD加盟国向けに廃棄物を輸出する場合の手続の簡素化、環境汚染等が生ずるリスクが低いと考えられる廃棄物の輸入手続の簡素化、試験分析を目的とした少量の廃棄物の輸出入手続の簡素化といった措置を講ずるべき。
- 雑品スクラップの輸出規制について、環境上不適正な輸出を防ぐための対策を総合的に進めるべき。

対応の状況について

- **バーゼル法との二重手続の改善のため**、まず廃棄物処理法の輸出承認を申請してもらい、バーゼル法範囲省令と同等の基準で審査を行うことで、**バーゼル法に関する環境大臣の確認を不要とした**。
- シップバック通報を行い廃棄物を輸出国に返送する際に、廃棄物処理法省令に規定する届出書を環境大臣に提出した場合に限り、環境大臣の確認を不要とした。
- 経産大臣・環境大臣による**認定制度を創設**。試験分析目的の廃棄物(25kg以下)の輸出は届出で可。
- 技術的な知見や環境関連法令に知見を持つ有識者による会議を設置し、バーゼル条約における**電気・電子機器廃棄物にかかる附属書改正（E-waste改正）への対応検討**を行った。
- **バーゼル法範囲省令の改正**と、新たに規制対象となる廃棄物の明確化のための**該非判断基準を作成**。該非判断基準において、雑品スクラップ等の破砕物の判断基準を記載。バーゼル条約において規制対象か規制対象外かを明確化した。
- **ヤード環境対策検討会**で雑品スクラップも含めたヤード規制について検討を進めているところ。

【参考】バーゼル法、廃掃法省令、通知等改正による措置事項の詳細



- バーゼル法、廃棄物処理法省令、「一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等」及び「廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等」の通知の一部改正により、下記の通り対応した。

<二重手続改善>

- 廃棄物処理法とバーゼル法の規制対象に該当する廃棄物の輸出の際には、まず廃棄物処理法の輸出承認を申請してもらい、バーゼル法範囲省令第6条と第7条の規定と同等の基準で審査を行うことで、バーゼル法に関する環境大臣の確認を不要とする。

<再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者認定制度>

- バーゼル法改正により、認定の基準に適合する事業者で、バーゼル法の手続を経た輸入実績がある者への、経産大臣・環境大臣のによる認定制度を創設。認定事業者が、認定の範囲の廃棄物等を輸入しようとする場合、輸入承認を不要とする。

※ 再生利用等目的輸入事業者：5者
再生利用等事業者：8者（2025年1月時点）

<シップバック通報>

- バーゼル条約の規定に違反して廃棄物が輸入され、日本からシップバック通報を行い廃棄物の返送をする際にも、通常の廃棄物と同様に環境大臣の輸出確認を行う必要があったが、廃棄物処理法省令に規定する届出書を環境大臣に提出した場合に限り、環境大臣の確認を不要とする。

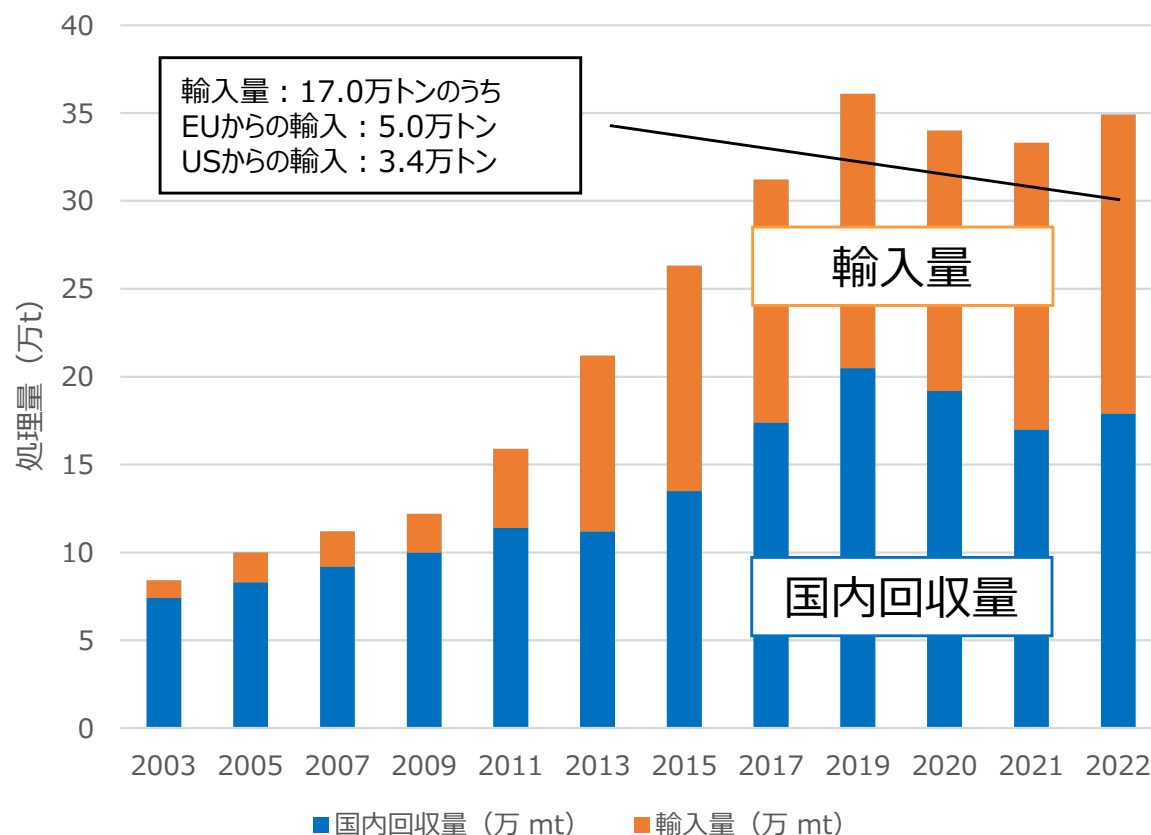
<分析試験目的の廃棄物>

- 廃棄物処理法省令の改正により、25kg以下の分析試験目的の廃棄物を輸出する場合には環境大臣の確認を不要、届出でのみで良いこととし、25kg以上の場合には環境大臣の確認の際に必要な書類を一部不要とする。

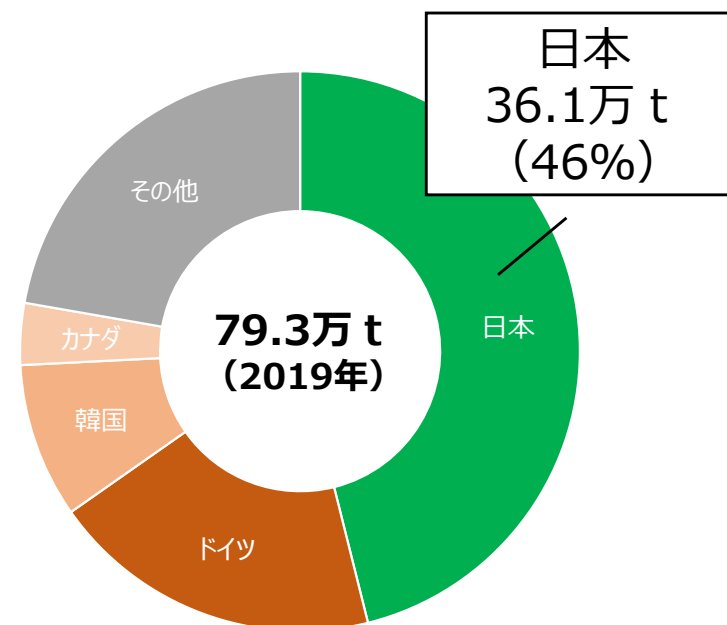
【参考】電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築

- 日本はOECD加盟国で電子スクラップのリサイクル量がトップ（2019年は年36.1万トンのリサイクル。OECDのシェア5割弱）。金・銀・銅に加え、パラジウム等の重要鉱物がリサイクル可能。
- 日本の電子スクラップリサイクルの原料調達の輸入割合は48.7%（2022年）、うち約半分が欧米由来。一方、バーゼル条約附属書の改正により原則として輸出入が事前許可制に移行。欧州の資源囲い込み等の流れ。
- 電子スクラップのリサイクル量を2030年に50万トンに引き上げる目標を掲げ、国内の電子スクラップの回収強化に加え、輸入手続の迅速化・円滑化や今後発生量が増加するASEAN諸国における5ヶ年の協力計画を策定し、国際リサイクルを強化していく。

我が国における電子スクラップのリサイクル量



OECD加盟国における電子スクラップリサイクル量のシェア



廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化



【提言】（１０）廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化 に該当

H29年意見具申概要

- 更なる低炭素型の3 R 技術の社会実装に向けた実証や導入促進の拡大等の必要な方策を検討すべき。
- 廃棄物の処理においては、3 R を優先的に進め、なお残る廃棄物は熱回収を推進していく必要がある。
- 一般廃棄物処理分野については、災害時を含めた自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる、ごみ焼却施設での廃熱利用の更なる拡大のために必要な方策を検討すべき。
- また、産業廃棄物処理分野における低炭素化についても、高効率な熱回収施設等の整備に加え、収集運搬車の低炭素化等についての措置等、必要な方策を検討すべき。

対応の状況について

- 令和6年8月に策定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、**3R + Renewableの推進をはじめとする取組による廃棄物の発生抑制や地域資源としての活用を推進**することとした。なお残る廃棄物等については、焼却時における熱回収、発電や燃料としての利用等の推進を徹底することとした。
- 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を「**廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業**」等において支援している。
- 令和6年5月に成立した「**資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律**」において、温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環を促進するため、**再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設**等を措置するとともに、製造業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携の強化やAI・機械の技術開発・設備導入を通じた再資源化事業等の高度化を促進していく。
- **グリーンイノベーション基金を活用**し、カーボンニュートラル型炭素循環プラントへの転換を目指し、早期実装を進めるべく技術開発を推進している。また、**GXにおける投資促進の重点分野**の一つとして「資源循環」が掲げられており、当該予算を活用して、先進的な資源循環設備への投資促進を進めている。

【参考】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布
令和7年2月1日一部施行



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

【参考】高度な分離・回収技術やAI導入による 高効率な設備等の技術開発・設備導入支援



省CO2型資源循環高度化設備等に係る実証や設備導入支援

(エネ特) : R6補正予算+R7予算案 100億円

- プラスチック、金属、再エネ関連製品、ベース素材等の実証や省CO2型資源循環高度化設備の導入
- 化石由来資源からバイオプラスチック等へ転換する実証や設備導入

CO2排出削減が困難な産業の排出削減に貢献する資源循環設備に係る実証や導入支援 (GX) : R7予算案 150億円

- CO2排出削減が困難な産業に再生素材等を供給し、CO2排出削減に貢献する取組に対する支援
- GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池等）の原材料を供給する取組に対する支援



プラ選別・減容成形設備



リチウムイオン電池の
リサイクル設備

【参考】廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する 新たな循環産業の創出

- グリーンイノベーション基金「廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル実現」プロジェクト（～2030年度）では、廃棄物処理に伴う**GHGの大気放出の最小化**や廃棄物中の炭素の安定的・効率的な回収によるGHG排出実質ゼロを目指すとともに、**バイオマス由来炭素を資源として産業に循環・供給するカーボンニュートラル型炭素循環プラント**への転換を目指し、早期実装を進めるべく技術開発を推進する。

研究開発項目

採択テーマ

CO2分離回収を前提とした廃棄物焼却処理技術の開発

- CO2分離・回収を前提としたCN型廃棄物焼却処理全体システムの開発
- CO2高濃度化廃棄物燃焼技術の開発

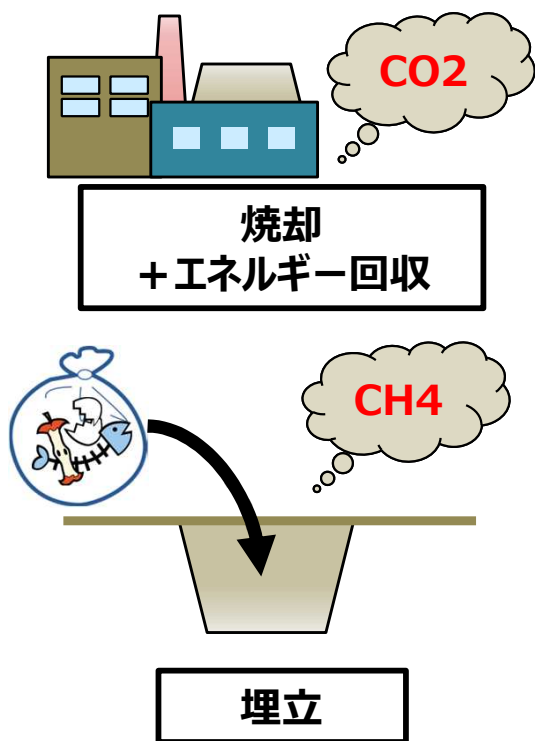
高効率熱分解処理施設の大規模実証

- ガス化改質と微生物を用いたエタノール製造による廃棄物ケミカルリサイクル技術の開発

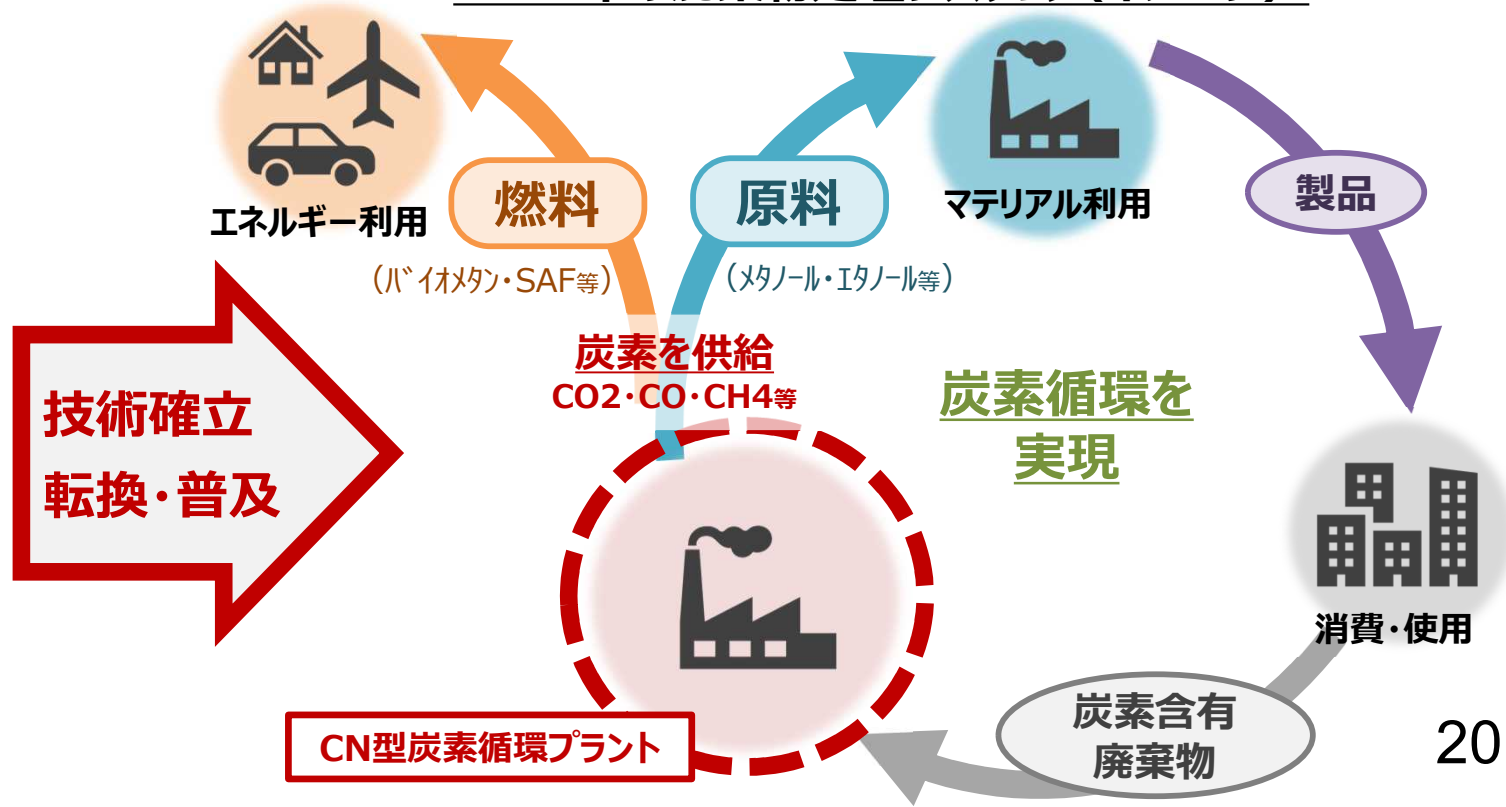
高効率なバイオメタン等転換技術の開発

- バイオメタネーション技術の開発

従来の廃棄物処理システム



2050年の廃棄物処理システム（イメージ）



【提言】（８）優良な循環産業の更なる育成 に該当

H29年意見具申抜粋

- 優良認定処理業者が認定要件に不適合となった場合には、排出事業者、都道府県等間等で情報共有するなどの措置を講じ、認定業者の信頼性の向上を図るべき。
- 優良認定処理業者が排出事業者から選択されるようにする観点から、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに財務要件の見直しを行うべき。
- 優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきである。
- 産業廃棄物処理業における人材育成の方策について、業界団体等による職員の能力・知識の向上を一層推進するための取組について必要な検討を行うべきである。

対応の状況について

- 意見具申を踏まえ、「**平成30年度優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会**」を開催。
- 見直し方針を踏まえ、**優良認定基準や許可申請に係る手続の見直しに関する施行規則を改正**し、また、当該規則改正の内容及び特定不利益処分に係る情報の共有や優遇措置等について**通知を発出**した。
- 意見具申を踏まえ、優良な人材を評価する取組として、国による「人材認定等事業」に登録（R4.7.1）された「**産業廃棄物処理検定**」を、全国産業資源循環連合会が実施している。
- 優良な人材確保に向けた取組の一環として、特定技能制度等による**外国人材確保の検討**を進めている。
- 令和6年5月に成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」における国の認定制度の制度設計において、申請者が優良認定事業者である場合の考慮すべき事項について検討を進めている。

太陽光パネル等の再資源化における資源効率性の向上に向けた対応



【提言】（９）廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組
イ資源効率性の向上に向けた対応 に該当

H29年意見具申概要

- 使用済太陽電池モジュール等について、資源の有効利用及び最終処分場の残余容量の逼迫の回避等の観点から、3 Rの高度化について検討すべき。
- 3 Rの推進の観点から、廃棄物処理における「選別」の位置づけについて、選別と称した不適正処理が行われないよう留意しつつ、検討すべき。
- リサイクルや処理しやすい製品作り等についても、国際動向やその処理実態等を踏まえ、検討を進めていくべきである。

対応の状況について

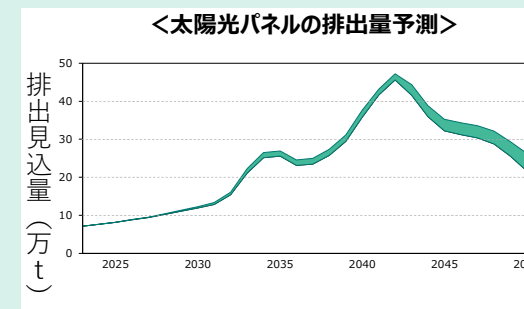
- 意見具申を踏まえ、平成30年12月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を改訂し、**使用済太陽光パネルは管理型処分場で埋立処分を行うことが必要であることを明確化**した。
- 令和6年8月に中央環境審議会循環型社会部会に**太陽光発電設備リサイクル制度小委員会を設置**し、同年9月から産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループとの合同会議で検討を進めているところ。
- 令和6年5月に成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」において、太陽光パネルのような有用物が多く含まれるものの、その分離・回収が困難な廃棄物について、**高度な分離・回収技術を用いて再資源化を行う事業を促進**するための認定制度を措置することとした。
- **資源有効利用促進法の一部改正**により、再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築等のため、例えば優れた環境配慮設計（易解体設計等）の認定制度を創設する等の措置を検討している。

【参考】太陽光パネルのリサイクル義務化等に向けた制度的枠組み構築

環境省・経済産業省 合同審議会のとりまとめ（案）概要

● 現状

- 2030年代後半以降に使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万トン程度となる。現行法ではリサイクルを義務付けていないため、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれがある。
- FIT/FIP制度では事業者には事業規律の確保等を求めているが、今後増加が見込まれる非FIT/FIP設備への対応や、事業終了後に発生する放置等の不適正管理への懸念についても留意する必要がある。



課 題

- 重量の約6割を占めるガラスの資源循環が進むよう、質の高いリサイクルが必要。また、費用効率的な再資源化には、処理能力の確保と広域的な回収が必要。
- リサイクルより安価な埋立処分が選択され、十分な再資源化が行われていない。
- 再資源化の確実な実施を担保するためには、費用を確保する仕組みが必要。
- 事業終了後の太陽光発電設備の放置や不法投棄の発生が地域で懸念されている。

対応の方向性（案）※

- 一定の技術を有する太陽光パネルの再資源化事業の認定制度を創設し、質の高かつ費用効率的な資源循環を実現。
- 認定事業者への太陽光パネルの引渡し等の実施等を義務付け、確実な再資源化を実施。
- 再資源化費用の納付を製造業者等に義務付けること等により、再資源化に要する費用を確保。
- 上記費用の確保を行うとともに、太陽光発電設備に関する情報や廃棄・リサイクルに関する情報を自治体を含めた関係者間で共有する仕組みを構築し、放置や不法投棄を防止。

【参考】再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築



再生材利用の拡大

課題

- ・ 現行制度では、メーカーの再生材利用は一部を除き努力義務
- ・ かつ、再生材利用をモニタリングする仕組みが存在せず、再生材利用の改善を促すことが困難

措置事項

- ・ 再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の作成及び定期の報告を義務付ける
- ・ 取組が著しく不十分であるときは、勧告・命令の対象とし、命令に違反した場合には罰則の対象とする

環境配慮設計の促進

課題

- ・ 現行制度では、リサイクルしやすい製品設計をすべき製品を指定、最低限守るべき基準は存在
- ・ 他方、製品設計の特に優れた製品が評価され、定期的に全体のレベルを底上げする仕掛けなし

措置事項

- ・ ライフサイクル全体の環境負荷低減を考慮した特に優れた製品設計（易解体設計、長寿命化）の認定制度を創設する
- ・ 認定製品はその旨の表示を行うことができるほか、当該製品のリサイクルを行うための設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例措置を講ずる

再資源化の促進

課題

- ・ 現行制度では、小型電池など一定の製品にメーカー等の回収・再資源化を義務付けているが、回収スキームが十分に構築されておらず、回収率が低い
- ・ かつ、回収・再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みが存在しない

措置事項

- ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与する
- ・ これにより回収の実施状況をモニタリングし、必要があれば担保措置（勧告・命令など）で回収率の改善を促すことが可能になる

CEコマースの促進

課題

- ・ 現行制度では、CEコマースへの消費者の安全・安心面の懸念を払拭し、CEコマースビジネスを健全に育成する適切な規律が存在しない

措置事項

- ・ CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、資源の有効活用や消費者の安全といった観点から満たすべきCEコマースビジネスの基準を設定する

適正な処理が困難な廃棄物の処理について

【提言】（６）廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点
ア適正な処理が困難な廃棄物の処理 に該当

H29年意見具申概要

- 市町村において適正な処理が困難とされている廃棄物（農薬・薬品類、スプレー缶・カセットボンベ等）については、既存制度の周知に加え、市町村の取組状況の把握を行うとともに、拡大生産者責任の観点も踏まえつつ、製造事業者等と市町村等が、具体的な事例に即して課題の共有や取組方策の検討するべき。

対応の状況について

- 環境省では、**全国の市区町村を対象に「一般廃棄物処理実態調査」を毎年度実施**している。本調査では、リチウム蓄電池、スプレー類（エアゾール缶、カセットボンベを含む）などの市区町村において適正処理が困難とされている廃棄物（以下「適正処理困難物」という。）への処理状況等について把握を行っている。
- **リチウム蓄電池**については、近年廃棄物処理工程において火災事故等が頻発しており（令和4年度：4260件）、自治体の分別回収の区分を見直すこと等による効果的な回収体制の構築等を支援するモデル事業などを行い、そこで得られた成果等については、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」としてとりまとめ公表し、毎年度更新しており、自治体間での好事例の横展開を図っている。また、廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用し、密閉型蓄電池に加えて、令和3年度には加熱式たばこの喫煙器具を品目に追加するなど、製造事業者等と市区町村が連携した処理体制の構築も合わせて支援してきたところ。今後は、経済産業省と連携して、製造事業者等によるリチウム蓄電池の自主回収・再資源化のさらなる促進のため、回収目標設定、認定基準強化及び廃棄物処理法の特例措置、資源有効利用促進法の一部改正等の制度的対応を検討する。
- **スプレー類**については、製品の充填物の使い切り及び適切な出し切りを住民に周知徹底していくことが重要であると考え、市区町村に対して通知を発出する等周知徹底を図っている。また、市区町村とエアゾール製品等業界が連携して、製品をごみとして排出する際はガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を行っている。
- 令和5年度には、市区町村による適正処理困難物の更なる処理の促進に向けて、「**自治体における適正な処理が困難な廃棄物に関する実態調査**」を実施した。令和6年度は、本調査結果をもとに市区町村へヒアリングを行い、**良好事例をまとめた事例集（適正処理困難物の処理事例集）を作成・公表**する（令和7年3月公表予定）。

産業廃棄物処理施設に関する実態把握の推進



【提言】（６）廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点
ウ廃棄物処理施設設置許可等 に該当

H29年意見具申概要

- 生活環境保全上の支障を防止し、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、産業廃棄物処理施設における処理の実態及び施設設置許可の及ぼす影響について実態を把握し、廃棄物処理施設設置許可を必要とする施設の範囲について検討を進めるべきである。あわせて、最終処分場の跡地利用の状況等に関する実態の把握等も行うべきである。

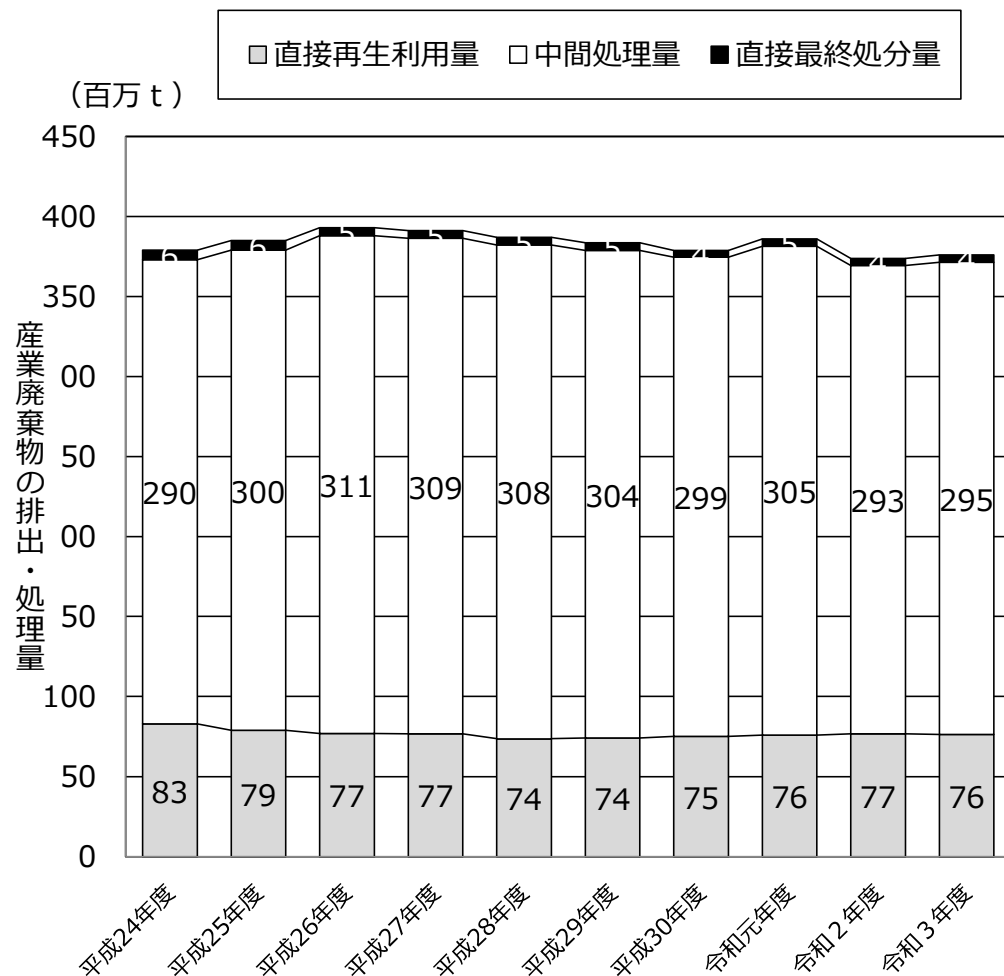
対応の状況について

- 毎年、産業廃棄物の業種別・種類別の排出量を把握するために、「**産業廃棄物排出・処理状況調査**」を実施している。また、産業廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物焼却施設及び産業廃棄物最終処分場の設置状況及び基準の遵守状況、都道府県及び政令市による指導状況等を把握するために「**行政組織等調査**」、「**産業廃棄物処理施設状況調査**」を実施しており、**全国の産業廃棄物処理施設に対し網羅的な調査を実施し、その実態の把握に努めている。**
- また、廃棄物処理施設の設置許可等を要する施設が、施設の更新等における手続の検討を行うために、令和３年４月に「**廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きについて（通知）**」を発出した。
- 最終処分場の跡地利用については、有用な利活用方法である太陽光パネルに着目し、「産業廃棄物処理施設状況調査」で管理型最終処分場（稼働中、休止中、埋立終了）における**太陽光パネルを設置している施設数及び設置面積を把握**している。

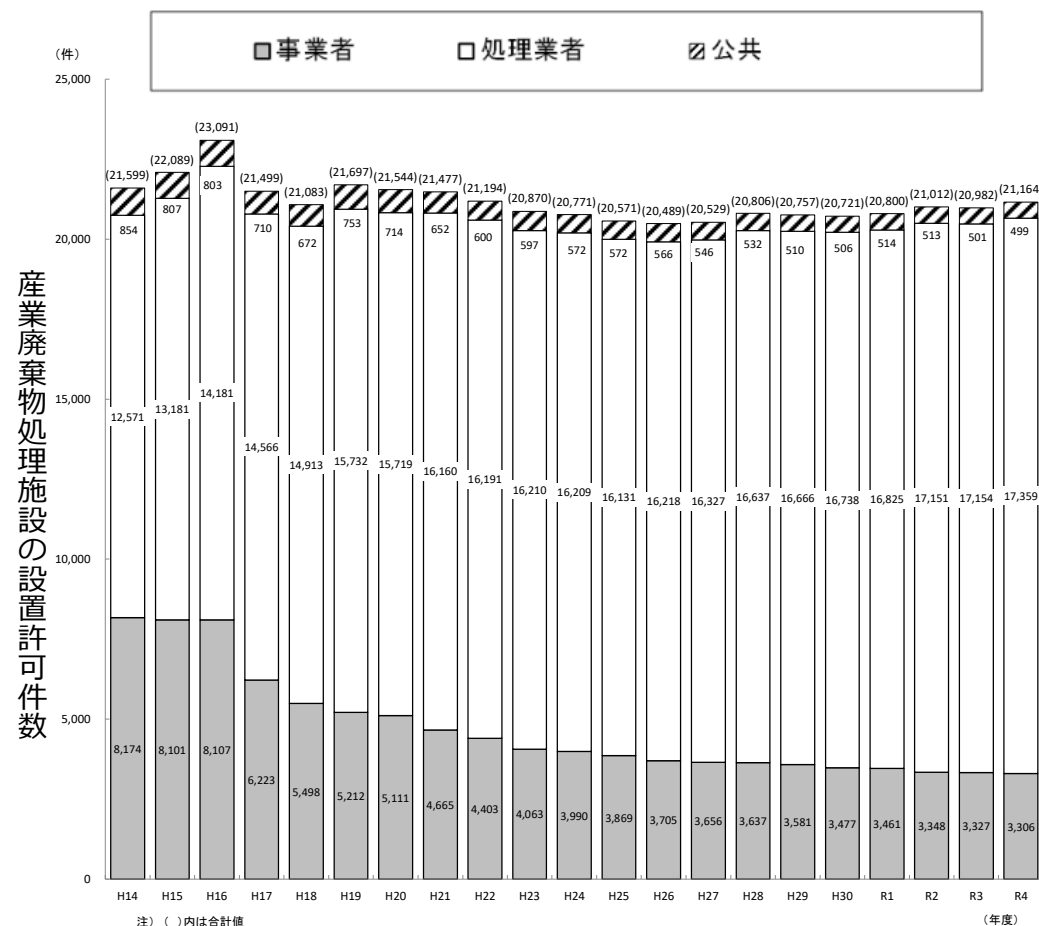
太陽光パネルの設置状況（令和５年３月時点）

設置施設数	設置面積（㎡）	発電実績（MWh/年）
48	1,135,912	4,739,342

産業廃棄物処分量及び処理施設に関する実態把握



**産業廃棄物の直接再生利用量、中間処理量、
直接最終処分量の推移
(令和3年度実績値)**



**産業廃棄物処理施設設置許可件数の経年変化
(令和3年度実績値)**

許可申請等の負担の軽減や合理化に向けて



【提言】（１１）廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し イ許可申請等の負担軽減や合理化 に該当

H29年意見具申概要

- 国においても広域認定制度や再生利用認定制度など、電子化等による手続の合理化を進めるとともに、都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に進めることも含め、国から都道府県等へ働きかけを行うべき。
- 一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式や、産業廃棄物管理票交付等状況報告書について、様式の統一を進め、当該様式について周知するべき。
- 施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡素化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害しないよう必要な措置を検討するべき。

対応の状況について

- **産業廃棄物に係る行政手続**については、デジタル庁が e-Gov での地方公共団体への申請・届出等の対応を進めていることを踏まえ、まず**広域認定制度や再生利用認定制度など国の手続の一部についてシステム構築**を行い、**令和 7 年度中のサービス開始**を目指している。
- また、地方公共団体向けの手続については、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が進める「令和 6 年度共通化の対象候補」となったことから、デジタル庁が進める e-Gov の地方公共団体対応に合わせ、検討を進めている。
- 平成 30 年度に様式に係る実態把握の調査を行った結果、規則で定められた様式に独自に項目を追加した様式を用いている自治体が約 2 割程度あったことから、**平成 31 年 3 月に、様式を統一するよう通知を発出**するとともに、**一部の様式の電子データを環境省ウェブサイトに掲載**したほか、その後も、規則の様式に統一するよう会議の場等において周知している。

【提言】（２）マニフェストの活用 イ電子マニフェストの普及拡大 に該当

H29年意見具申概要

- 電子マニフェストの普及に関する目標を設定し、実現へ向けた施策を計画的に推進することが必要。
- 特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討すべき。
- 排出事業者、産業廃棄物処理業者及び行政機関の電子マニフェスト加入促進のため、普及啓発や経済的負担の軽減等の各種取組を、引き続き進めるべき。

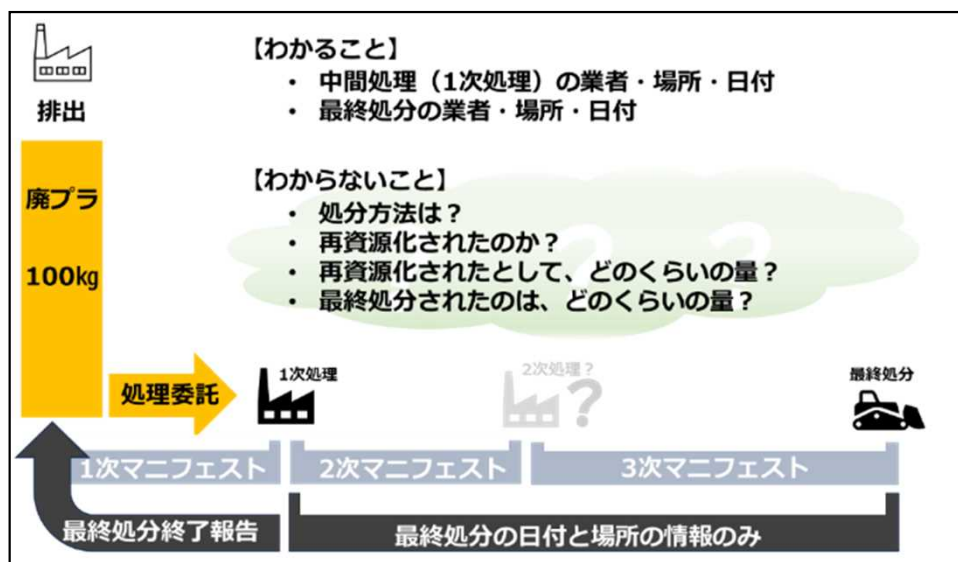
対応の状況について

- 「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%にすることを新たな目標として掲げた。
- **特別管理産業廃棄物の多量排出事業者**のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物※の発生量が50トン以上の事業場を設置する者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物※の処理を他人に委託する場合に**電子マニフェストの使用を義務づけた**。※PCB廃棄物を除く
- 電子マニフェスト加入促進のため、操作体験セミナーや産業廃棄物の適正処理に資する業種別事例集の作成のほか、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者向けの**電子マニフェストの利用料金を見直した**。
- 当該意見具申を踏まえ、平成29年6月に法改正を行い適正な処理の確保を図ってきたが、未だ不適正な処理が散見されることを踏まえ、**排出事業者が再生を含めた最終処分までのすべての処分**について各処分ごとの状況を把握することが可能となるよう、電子マニフェストの項目追加について、令和6年度中の公布を目指し**規則改正を進めている**。

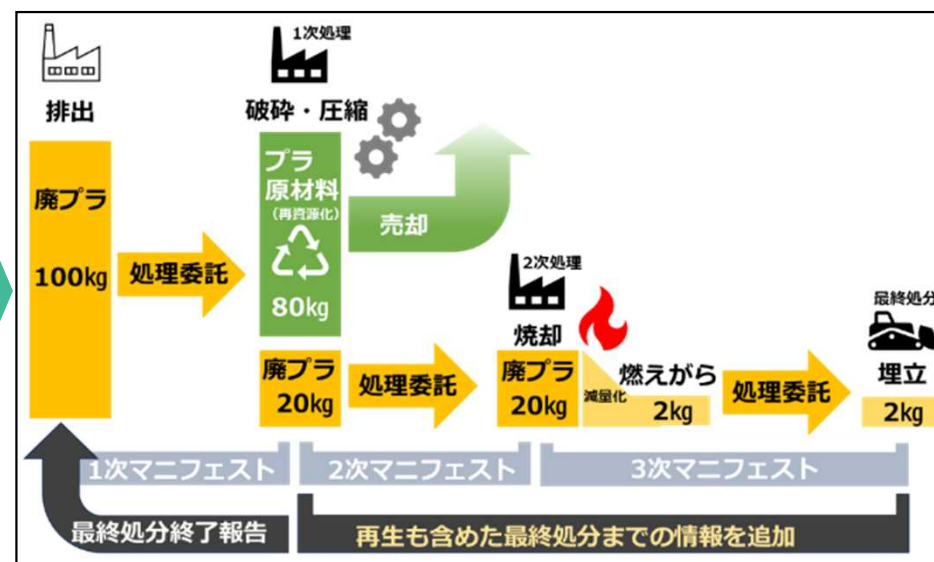
【参考】電子マニフェストの項目追加

- ❑ 処分受託者は、電子マニフェストによる最終処分の報告にあわせて、最終処分が終了するまで又は再生をするまでのすべての処分について、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量※」、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量※」等を報告する。（※実測できない場合は、的確な算出方法で算出した量でも可とする）
- ❑ メリットとして、排出事業者にとって、最終処分までの処理フローが見える化され、処理責任が貫徹できる。また、中間処理業者が直接再資源化していない場合でも、二次マニフェスト以降で再資源化されていれば、排出事業者がその寄与を確認することができる。

【現行】



【改正案】



再生利用認定制度及び再生利用指定制度の活用について



【提言】（９）廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組
ア（ア）再生利用認定制度及び再生利用指定制度の活用に該当

H29年意見具申概要

- 不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現するため、現行の再生利用認定制度の活用の検討や再生利用指定制度の周知を行うべき。
- 複数の都道府県等にわたって広域的な流通を行う場合、関係者による建設汚泥等の有用活用や広域利用に係る検討結果を踏まえつつ、モデル事業の実施等の必要な措置を講ずるべき。

対応の状況について

- 不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現する観点から、再生利用に係る要件や廃棄物処理法における再生品の扱いについて認識を共有することが重要であるため、**再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて明確化した通知**「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）」（R2.7.20）を**自治体に対して発出**した。
- さらに、令和６年５月に成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」において、**製造事業者等が求める質・量の再生材を供給**するため、廃棄物を地方公共団体の区域をまたがって**広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進**することとした。

建築物の解体時等における残置物について

【提言】（６）廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点
イ建築物の解体時等における残置物 に該当

H29年意見具申概要

- 建築物の解体時等における残置物について、地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例を踏まえ、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべき。

対応の状況について

- 平成30年6月に「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」を発出し、**残置物の処理責任の所在や適正な処理を確保するための方策等について周知**を行った。
- 全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において、建築物の解体時の残置物について継続的に周知を行っている。

【参考】建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（概要）

背景

- ① 建築物の解体時等における残置物の取扱いについては「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（H26.2.3）で周知しているところである。
- ② 一方で「建築物の解体時等における残置物については、建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例等が見受けられる。」との指摘がある。

内容

- ① 残置物の処理責任の所在について
 - 解体物※¹の処理責任：解体工事の発注者から直接解体工事を請け負った元請業者
 - 残置物※²の処理責任：建築物の所有者等
 - 建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。
- ② 残置物の適正な処理を確保するための方策について
 - 一般廃棄物に該当する残置物の処理について関係者から相談があった場合等には、一般廃棄物処理計画に沿った処理方法を示すなど、適正な処理が実施されるよう指導。
 - 一般廃棄物に該当する残置物について、建築物の所有者等が所在不明であるなどにより、適正な処理が行われない場合には、関係者に対して適正な処理方法を示すなど、適正な処理を確保。
- ③ その他
 - リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合においても、残置物の処理責任は建築物の所有者等にある。

※¹：解体物：建築物の解体に伴い生じた廃棄物

※²：残置物：建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物

廃棄物処理法における欠格要件について

【提言】（１１）廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し イ欠格要件 に該当

H29年意見具申概要

- 業務とは関係のない法律違反によって、法人役員が廃棄物処理法の欠格要件に該当するに至った場合の欠格要件の在り方について、引き続き慎重に専門的な検討を行うべき。

対応の状況について

- 欠格要件の在り方については、平成30年3月30日に「行政処分の指針について（通知）」や令和3年4月14日に「行政処分の指針について（通知）」を発出するなど、**通知の累次の改訂により、欠格要件の限定・明確化等の見直しを実施**している。

【提言】（９）ア（イ）グリーン購入等の措置 及び（１２）地方自治体の運用 に該当

H29年意見具申概要

【グリーン購入等の措置】

- 再生資材や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達について、国等による積極的な情報提供や、国や地方自治体等におけるグリーン購入等を促すための措置を検討するべき。

【地方自治体の運用】

- 国、都道府県等、排出事業者、産業廃棄物処理業者、消費者・市民等の関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討するべき。

対応の状況について

【グリーン購入等の措置】

- グリーン購入の取組の更なる促進のため、全国説明会及びオンライン説明会の開催等による普及・啓発活動を実施している。
- また、**同制度の対象として再生材の利用割合に関する基準を一部の品目を設定**しており、そのような**循環性基準を今後強化、拡充していく旨を循環基本計画に位置づけ**たところ。

【地方自治体の運用】

- 地域の循環資源や再生可能資源を活用することで新たな付加価値や雇用の創出や地域の経済社会の活性化に資する取組を促進するため、**政府の施策の最新動向や地域での取組に係る法令・事業の情報提供、先進的な自治体の取組事例の情報共有**を行う「**資源循環自治体フォーラム**」を、令和7年1月より開催している。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 現状と課題

(1)廃棄物の不適正処理事案の発生

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生



＜明らかになった課題＞

- ①許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- ②電子マニフェストの活用による、不適正事案の早期把握や原因究明等が必要

(2)雑品スクラップの保管等による影響

鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破砕や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が発生。



＜明らかになった課題＞

- こうした有価で取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップ等の保管等の際して、行政による把握や基準を遵守させることなど、一定の管理が必要

2. 改正法の概要

(1)廃棄物の不適正処理への対応の強化

①許可を取り消された者等に対する措置の強化（第19条の10等）

市町村長、都道府県知事等は、**廃棄物処理業の許可を取り消された者等**が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して**必要な措置を講ずることを命ずる**こと等ができることとする。

②マニフェスト制度の強化(第12条の5)

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付ける**こととする。

(3) その他

○親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。（第12条の7）

(2)有害使用済機器の適正な保管等の義務付け(第17条の2)

- 人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の**有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）**について、
 - ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への**届出、処理基準の遵守等の義務付け**
 - ・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等の措置を講ずる。

参考

公布日：平成29年6月16日
施行期日 2(1)②以外：平成30年4月1日
2(1)②：平成32年4月1日